

第 5 回

熊本県 議会

農林水産常任委員会会議記録

令和 7 年 2 月 26 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和7年2月26日（水曜日）

午前9時58分開議

午前11時31分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第9号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 工事請負契約の締結について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第9号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

出席委員（8人）

委員長 吉田孝平

副委員長 前田敬介

委員 前川 收

委員 岩中伸司

委員 増永慎一郎

委員 緒方勇二

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

政策審議監 磯谷重和

食のみやこ推進局長 辻井翔太

生産経営局長 徳永浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 藤由誠

団体支援課長 岩野洋士

政策調整監 杉谷将洋

流通アグリビジネス課長 林田慎一

農業技術課長 上村法光

農産園芸課長 山本剛士

畜産課長 安武秀貴

担い手支援課長 紙屋勝良

農村計画課長 野入正憲

農地整備課長 宮川和幸

むらづくり課長 大森直樹

技術管理課長 岩田長起

森林整備課長 宮脇 慈

林業振興課長 野間 圭

森林保全課長 大和一浩

水産振興課長 那須博史

漁港漁場整備課長 谷水秀行

農業研究センター所長 中島 豪

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課課長補佐 川中誠一

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、本委員会に付託された議案等のうち、議案第24号については、私は除斥となりますので、議案第24号とそれ以外の議案等に分けて審査することといたします。

つきましては、審査の効率化を図るため、議案第24号以外の議案等を先に審査、採決したいと思います。

それでは、本委員会に付託された議案等のうち、議案第24号を除く議案等を議題とします。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いします。

○千田農林水産部長 おはようございます。

初めに、1月の管外視察では、執行部も同行させていただき、ありがとうございました。

視察の中で、委員の皆様からいただきました御意見や視察で得た知見を、今後の施策に役立てられるよう努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、令和5年の農業産出額と生産農業所得についてです。

昨年12月、国において、令和5年の農業産出額と生産農業所得が公表されました。

県内の農業者の皆様のとゆまぬ努力はもちろんですが、県議会の力強い御支援の下、稼げる農林畜水産業に向けて取り組んできた結果、本県の農業産出額は全国第5位、生産農業所得は令和4年から順位を2つ上げ、全国第2位となりました。

このよき流れを加速化させていくため、本県の農林畜水産物と食文化が持つポテンシャルを最大限に生かして、高付加価値化や販路の拡大を推進し、さらなる稼げる農林畜水産業の実現と担い手の確保、育成など食のみやこ熊本県の創造に向けて、しっかりと取り組

んでまいります。

次に、ノリの入札状況です。

今年のノリの養殖は、高水温による影響を避けるため、例年より2週間ほど遅い開始となったことから、12月10日の初回入札会では、平年より少ない出品枚数となったものの、品質が良く、入札参加は過去最高額を記録しました。その後も入札単価の高い状況が続いており、過去最高の落札金額183億円となった昨年を上回るペースで入札が進んでいます。

今後も引き続き、関係機関等と連携し、漁期が終了する4月まで安定した生産ができるよう支援してまいります。

最後に、高病原性鳥インフルエンザへの対応です。

10月17日に今シーズン全国初となる高病原性鳥インフルエンザが北海道において発生し、これまで14道県で51事例が発生しています。九州では、宮崎県で2事例、鹿児島県で3事例確認されており、過去最多の発生となった令和4年に匹敵するペースで発生しています。

本県では、11月21日に家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を発出し、各農場で消毒を徹底していただいています。引き続き、関係機関一丸となって、さらなる警戒と防疫措置に万全を期してまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、予算関係として、昨年12月17日に成立した国の総合経済対策に基づく施策のほか、物価高騰の影響により経営が圧迫されている農林畜水産業者に対する支援に要する経費など、196億2,000万円余の増額と事業費確定等に伴う94億3,000万円余の減額を合わせ、総額101億9,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて、888億1,000万円

余となります。

次に、条例等関係として、工事請負契約及び変更契約の締結5件について提案しており、また、報告事項として、専決処分4件と県が出資する公益法人等の経営状況1件を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要です。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和6年度2月補正予算及び条例等関係をお願いいたします。

こちらの3ページをお願いいたします。

令和6年度2月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の2月補正予算は、部長からの総括説明にもございましたとおり、国の経済対策等に応じました増額と、それから国庫補助金や事業費の確定に基づく減額を合わせまして、特別会計も含め、見出しの(B)、2月補正額の欄の一番下になります101億9,100万円余の増額補正でございます。補正後の総額は、その右隣の欄にありますとおり、888億1,200万円余となります。この額は、昨年度に比しまして45億9,000万円余の増となっております。

続きまして、ページ飛びますが、73ページをお願いいたします。

こちらが令和6年度繰越明許費の設定でございます。

繰越明許費につきましては、9月、それから11月議会におきましても御承認いただきましたところでございますが、今回国の経済対策分を追加して提案させていただいております。

追加後の設定額は、上段の農林水産業費の設定額(B)の計になりますが、190億1,900万円余、そして、下段の災害復旧費の計で5億9,900万円余、合計は、一番下の196億1,800万円余となっております。

この令和6年度の合計額につきましては、524億9,400万円余となりまして、昨年度よりも37億5,700万円余の増額となっております。

総括説明は以上となります。

この後、各課から主なものについて御説明申し上げますが、戻りまして、2ページをお願いいたします。

2ページの下の方に、米印で、資料の凡例としまして説明欄を設けております。該当する事業には、マル新、それから7月豪雨、物価高騰対策などと記載しております。

4ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う増減に基づきまして、給与費を確定させるための補正となります。

このような職員の人件費に係る補正予算は、以後、各課におきまして度々出てまいります。いずれも同様の理由でございますので、各課個別の説明は省略させていただきます。

次に、その1段下の農業公園費につきまして、現在、農業公園において計画的な施設改修を進めておりますが、右の説明欄のとおり、事業費の確定、これは物産館の外壁塗装を高圧洗浄に変更するといったような工法変更も含めました事業費確定に伴う減額となっております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いします。

4段目の農業近代化資金等助成費の減額につきましては、貸付実績による減額となります。

6ページ1段目の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、県低利預託基金貸付金において、国からの融資枠配分が要望額を下回ったことに伴う減額となります。

また、2段目は、ただいまの資金について、令和7年度当初から貸し付けできるよう、債務負担行為の追加をお願いするものです。

3段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金に係る国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによる減額及び新型コロナ臨時交付金の事業費確定に伴う返納でございます。

7ページをお願いします。

2段目の農業共済制度等普及推進費は、収入保険の保険料負担軽減に伴う熊本県農業共済組合への助成です。国の重点支援交付金を活用し、野菜、花卉、果樹に重点化した加入促進に努め、産地のリスク対応力の強化を図ってまいります。

最下段の林業金融対策費は、林業振興資金貸付金の貸付実績による減額となります。

8ページ、最下段の金融対策費について、説明欄1から4に掲げる事業は、いずれも貸付実績による減額となります。

10ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

11ページをお願いします。

1段目は、木材産業等高度化推進資金貸付金を令和7年度当初から貸し付けできるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

4段目の一般会計繰出金は、木材産業等高度化資金の貸付原資減額に伴う一般会計への繰り出しとなります。

12ページは、沿岸漁業改善資金特別会計で

す。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

14ページをお願いいたします。

3段目、農産物流通総合対策費の説明欄3、6次産業化総合支援強化事業は、6次産業化を推進するため、アドバイザー派遣をはじめ、新商品開発や加工機器導入の支援等を行う事業ですが、そのうち、国の農山漁村発イノベーション事業について、事業費が確定したこと等による減額でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

16ページをお願いします。

4段目の農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業は、農業者に対して農作業受託等のサービスを行う事業体がスマート農業機械等を導入する場合に助成する事業で、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものでございます。

17ページをお願いします。

2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1の環境保全型農業直接支払事業及び2の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業については、事業費確定に伴う減でございます。

3のみどりの食料システム戦略緊急支援事業は、市町村等が地域ぐるみで有機農業を推進するなど、持続的な食料システムの構築に対し支援する事業で、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものでございます。

その下、熊本型特別栽培農産物認証等業務については、みどり認定や有作くんの認定業

務委託を4月から行えるよう、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、18ページの2段目、病虫害発生予察事業費の説明欄2の病虫害発生予察事業費は、重要病虫害の侵入時に迅速に初動防除を行うための経費等になります。

今年度は、7月に津奈木町でミカンコミバエ1頭の誘殺があったことから、この予算により対策を徹底してまいりました。その後、増殖、侵入は確認されておらず、他の重要病虫害の侵入もないため、事業費確定に伴い減額するものです。

20ページをお願いします。

最下段の試験研究費の説明欄2の外部資金委託研究費は、事業費確定に伴う減でございます。

農業技術課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

22ページをお願いします。

上から5段目の農作物対策推進事業費の説明欄1、畑地化促進事業は、水田を畑地化して、畑作物の本作化などに取り組む産地の関係者間の調整や畑地化に伴い発生する土地改良区の地区除外決済金に対して助成を行う事業です。

説明欄2、脱炭素型施設園芸緊急対策事業は、重油使用量の削減につながるヒートポンプなどの省エネ機器の導入等に対して助成を行う事業です。

最下段、農業気象対策事業費の説明欄、園芸産地における事業継続強化対策事業は、災害に強い園芸産地の形成に必要なハウス補強等に対する助成で、国の経済対策を活用するものです。

23ページをお願いします。

米麦等品質改善対策事業費の説明欄1及び3は、麦、大豆の生産拡大や反収向上、機械導入等に対して助成を行う事業です。

説明欄2、種子産地強化整備緊急支援事業は、米、麦、大豆の種子生産に係る機械導入に対して助成を行う事業です。

下の24ページ、1段目、畑作振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり緊急支援対策事業は、茶、葉たばこなどの産地づくりに必要な施設、機械の整備等に対して助成を行う事業です。

2段目、い業振興対策費の説明欄1、県産いぐさ畳表流通緊急推進事業は、畳表の消費拡大を図るため、住宅を新築、改築する消費者の県産畳表購入に対して、新たに助成を行う事業です。

3段目、野菜振興対策費の説明欄1、野菜価格安定対策事業は、野菜価格安定のための資金造成を行う事業です。

説明欄2から次のページの説明欄5までの4本の事業は、いずれも物価高騰対策として継続して実施するもので、資材、機械、施設、販売促進活動、ハウスの移設、修繕、温暖化対策などに対して助成を行う事業です。

下の26ページ1段目、生産総合事業費は、いずれも国の経済対策を活用した事業です。

説明欄1、産地パワーアップ事業は、施設整備などに対する助成です。

説明欄2、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業は、老朽化した共同利用施設の再編集約、合理化に取り組む産地の施設整備に対する助成で、新規で予算化をお願いするものです。

説明欄3、産地パワーアップ事業は、機械や施設の導入などに対して助成される国庫事業でございますが、要望が見込みより少なかったことによる減額でございます。

2段目、水田営農活性化対策費の説明欄、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業は、土地利用型農業の低コスト化やスマート農業、DX実践などに必要な機械整備に対して助成を行う事業です。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

27ページをお願いします。

4 段目、畜産総合対策事業費の説明欄 1、熊本県家畜市場再編整備支援事業は、県内家畜市場の再編統合により、新たな家畜市場整備に対し支援を行うものでございます。

2、畜産クラスター事業は、地域の収益性向上等のため、クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う施設整備等に対する助成でございます。

28ページ上段の家畜改良増殖事業費の説明欄 1、優良受精卵供給特別支援事業は、受精卵技術を活用し、肉用牛生産基盤強化に向けた高能力牛群編成に対する助成でございます。

2、天草大王生産基盤強化緊急特別支援事業は、資材等の高騰によるひな価格のかかり増し経費及び販売価格転嫁のための取組に対する助成でございます。

下段、畜産振興対策事業費の説明欄 1、配合飼料緊急支援事業は、配合飼料価格安定制度に係る積立金及び ICT 技術による飼料タンクの残量測定装置等の導入に対する助成です。

説明欄 3、熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業は、粗飼料の利用割合の高い酪農経営を対象に、コスト削減や自給飼料利用拡大に取り組む酪農家に対して、購入粗飼料コスト上昇分を一部助成するものでございます。

29ページをお願いします。

2 段目と最下段の債務負担行為の追加でございます。

2 段目、説明欄、家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成や改良組織の育成強化を行うものです。

最下段説明欄、畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して、経営技術の総合支援を行うものです。

いずれも 4 月から業務を委託する必要がある

ことから、債務負担行為を設定するものです。

30ページ上段の循環型耕畜連携体制強化事業費の説明欄 1、耕畜連携体制緊急整備事業は、畜産地帯と耕種地帯が耕畜連携等を推進するために必要な施設整備、機械導入に対する助成でございます。

2、自給飼料増産総合対策事業は、牧草等の自給飼料増産に資する体制強化等の取組に対する助成でございます。

中段、畜産物市場流通戦略対策事業費の説明欄 1、畜産物輸出コンソーシアムは、牛肉や牛乳等の畜産物輸出に取り組む生産者等の関係者から成るコンソーシアムへの輸出促進活動に対する助成でございます。

31ページをお願いします。

中段、家畜衛生・防疫対策事業費の説明欄 3、畜産防疫体制強化事業は、養豚場でイノシシ等の野生動物の侵入防止のための壁等の整備に対し助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

32ページをお願いいたします。

2 段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の 1 及び 2 の事業は、農地集積に向けた市町村や農業公社等の取組に対する助成でございます。農地集積協力金の事業費確定や農地中間管理機構事業の内示減に伴う減でございます。

3 は、農業経営の継承に係る地域の取組を支援する事業、4 は、中山間地域での土地利用構想の策定等を支援する事業であります。いずれも事業費確定に伴う減でございます。

33ページをお願いします。

1 段目の債務負担行為の追加は、農業経営・就農支援センターの運営、農業法人に係る支援及び認定農業者の認定に係る 3 つの委

託業務について、年度当初から取り組むため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄1、農業次世代人材投資事業国庫返納金は、過年度受給者の事情変更に伴う国庫返納でございます。

下のページ、1段目の農用地利用集積等推進基金積立金、説明欄1、農用地利用集積等推進基金造成事業については、国の経済対策で措置された事業で、機構集積協力金及び機構運営費の財源とする基金の造成でございます。

3段目の農業改良普及推進費、説明欄1、新規就農者確保緊急円滑化対策事業は、国の経済対策で措置された事業で、親元就農も含め、新規就農者の農業経営継承、発展を目的に、就農時に必要となる機械、施設等の導入、修理、移設、撤去等に係る経費を支援するものです。

2及び3の事業は、就農前及び就農直後の給付金交付や就農時の施設、機械の導入を支援するものですが、いずれも事業費確定に伴う減でございます。

35ページをお願いします。

3段目の農業構造改善事業費、説明欄1、担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策として措置されたもので、担い手が行う農業用機械、施設の導入に対し助成する事業です。

2の農地利用効率化等支援交付金事業は、今年度の通常事業でございますが、国庫内示減に伴う減でございます。

下のページの2段目、農業大学校費、説明欄の2の実践力強化研修教育高度化事業は、国の経済対策により措置されたもので、JGAPに準拠した先端教育に必要な畜舎内設備の機能向上を図るための経費でございます。

担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

38ページをお願いします。

3段目、農業委員会等振興助成費の減額は、国庫内示減に伴う減額でございます。

39ページをお願いします。

2段目、農業農村整備調査計画費の説明欄1、農業農村整備事業調査計画費は、国庫内示減に伴う減額、2は、経済対策分として、防災重点農業用ため池の調査に要する経費でございます。

農村計画課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

40ページをお願いします。

最下段の国営土地改良事業直轄負担金については、八代平野地区、宇城地区の国営土地改良事業に係る県の負担金で、説明欄1は、事業費確定に伴う減額、2は、経済対策予算として対応に要する経費です。

41ページをお願いします。

3段目の県営中山間地域総合整備事業費については、国の補助事業を活用して農業農村整備事業を実施するもので、説明欄1は、事業費確定に伴う減額、2は、経済対策予算として対応に要する経費です。

最下段の水利権更新調査費及び42ページの1段目、国営土地改良受託事業費については、事業費確定に伴う減額です。

2段目の団体営農業農村整備事業費については、市町村等が実施する農業生産基盤整備等に対する助成で、経済対策予算として対応に要する経費です。

3段目の農業生産基盤整備事業費については、農地の区画整理、農業用排水施設、農道等の整備及び担い手への農地集積促進に要する経費で、説明欄1は、事業費確定に伴う減額及び財源更生、2は、経済対策予算として対応に要する経費です。

43ページをお願いします。

2段目の海岸保全事業費については、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費の事業費確定に伴う減額です。

3段目の海岸保全直轄事業負担金については、直轄海岸保全事業に関わる県負担で、説明欄1は、事業費確定に伴う減額、2は、経済対策予算として対応を要する経費です。

最下段の農地防災事業費については、湛水被害防止施設及び海岸堤防等の整備に要する経費で、説明欄1は、事業費確定に伴う減額及び財源更生、44ページの1段目、説明欄2は、経済対策予算として対応に要する経費です。

2段目の単県農地防災施設管理費の説明欄1、農業水利施設電気料金高騰対策事業については、土地改良区が管理する農業用水利施設の電気料金高騰に対する助成です。

説明欄2、農業水利施設省エネルギー化推進事業費については、事業費確定に伴う減額です。

説明欄3、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業については、農業用ダム情報の見える化に要する経費であり、経済対策予算として対応に要する経費です。

45ページお願いします。

1段目の単県農地防災施設管理費の債務負担行為の追加については、防災重点農業用ため池の管理を支援するため池サポートセンターの運営業務の委託に当たり、年度当初から事業を実施するためのものです。

3段目の団体営農地等災害復旧費については、団体営の農地等の災害復旧に対する助成です。

4段目の県営農地等災害復旧費については、県営農地等災害復旧事業の事業費確定に伴う減額です。

5段目の債務負担行為の変更については、大切畑ダム復旧工事に関連する地盤観測業務の追加によるもので、年度当初から観測業務

を実施するためのものです。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

46ページをお願いいたします。

4段目の山村振興対策事業費については、中山間地域等直接支払事業の事業費確定に伴う減額でございます。

あと、6段目の農作物対策推進事業費については同様に、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の事業費確定に伴う減額となっております。

47ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費の説明欄1、中山間地域総合支援対策事業については、国の経済対策予算として、中山間地域における農村RMOの形成の推進等に要する経費でございます。

説明欄2の都市農村交流対策事業以降、本ページに掲載の事業については、いずれも事業費の確定または国庫内示減に伴う減額となっております。

むらづくり課は以上でございます。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

48ページをお願いします。

3段目の地籍調査費の説明欄1については、通常分で国庫内示減に伴う減額で、2については、経済対策予算として、土砂災害警戒区域などの防災・減災、国土強靱化に資する区域を含んで、地籍調査を実施する市町村に対する助成でございます。

49ページをお願いします。

2段目の農業土木行政情報システム費の説明欄1、CALS／EC事業(農業土木)、2のくまもと農地GIS利活用DX推進事業は、それぞれ事業費確定に伴う減額になります。

3段目の債務負担行為の追加につきまして、総合評価落札方式に関し、企業の評価項目を事前に審査登録を行うもので、4月から業務に取りかかる必要があるため、債務負担行為を追加するものです。

4段目の債務負担行為の変更につきまして、工事価格の積算に活用する建設資材の単価調査を行うもので、調査資材の追加に伴う変更です。

下のページ、3段目の林政諸費については、CALS／EC事業(林務水産)の事業費確定に伴う減額になります。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

52ページをお願いいたします。

2段目、森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、同基金を財源として、森林施業の集約化を促進する事業に関しまして、過年度の支出に関する市町村からの交付金返還及び同基金の運用利息確定に伴う増でございます。

53ページをお願いいたします。

最下段の流域総合間伐対策事業費につきましては、説明欄の1にあるとおり、木材需要に的確に対応するための搬出間伐や路網整備、さらには、将来の森林資源の造成に向けた低コスト造林やコンテナ苗生産施設等に対する助成事業である間伐等森林整備促進対策事業について、国の経済対策を踏まえ、増額する一方で、2のとおり、令和6年度当初予算等について、国庫の内示減に伴う減を行うものです。

下のページ、2段目、造林事業費につきましては、説明欄の1にあるとおり、民有林における植栽、下刈り、間伐等、一連の造林事業に対する助成事業である森林環境保全整備事業について、国の経済対策を踏まえ、増額する一方で、2のとおり、令和6年度当初予

算分について、国庫の内示減に伴う減を行うものです。

3段目、林木育種改良費につきましては、説明欄のとおり、国の経済対策を踏まえ、花粉の少ない苗木の広域流通等の促進に要する経費の増額をお願いするものです。

55ページをお願いします。

最下段の県有林処分事業費につきましては、説明欄のとおり、県有林の立木処分事業の事業費確定等に伴う増を行うものです。

森林整備課の説明は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

56ページをお願いします。

最下段の林業労働力対策事業費の説明欄1、林業生産性向上物価高騰対策事業は、国の重点支援地方交付金を活用して、物価高騰の影響を受ける林業事業体が行う生産コスト低減のための林業機械導入に対して助成するものです。

57ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加については、くまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費について債務負担をお願いするものです。

3段目の特用林産産地化形成総合対策事業費のきのこの生産資材高騰対策事業は、国の経済対策補正予算を活用して、生産資材等の上昇分の経費に対し助成するものです。

4段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費の説明欄1、林業・木材産業生産性強化対策事業も、国の経済対策補正予算を活用するもので、製材加工施設等の整備に要する経費を助成するものです。

下のページ、説明欄2は、事業費確定に伴うもので、3は、国庫内示減に伴う減額でございます。

3段目の林道事業費の説明欄1の県営林道事業は、国庫の内示減により減額を行うもの

です。

2は、国の経済対策補正予算を活用するもので、林道の舗装工事を行うものです。

59ページをお願いします。

説明欄4、森林・林業・木材産業基盤整備交付金は、林道改良事業を行う阿蘇市への上乘せ助成です。

2段目の林道改良事業費の説明欄2、市町村営林道改良事業は、国の経済対策補正予算を活用するもので、林道の老朽化対策として、橋梁の鋼材塗り替えを行う阿蘇市に対して助成するものです。

下のページ、2段目の過年林道災害復旧費は、令和2年7月豪雨等の過年度の災害により被災した林道の復旧を行う市町村への助成ですが、他所管の復旧工事と調整の結果、事業費が確定したことによる減額です。

林業振興課は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

61ページをお願いします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費について、債務負担行為の追加をお願いしております。

森林ボランティアの育成研修などの活動支援を年度当初から行うため、森づくりボランティアネットの運営を業務委託するものです。

62ページの2段目、治山事業費の説明欄1の治山事業、2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、国庫内示減に伴う減額です。

3と4は、経済対策分であり、山地災害箇所復旧に要する経費です。

63ページをお願いします。

2段目の保安林整備管理事業費、3段目の保安林整備事業費は、国庫内示減に伴う減額です。

森林保全課は以上です。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

64ページをお願いいたします。

最下段、浅海増養殖振興事業費の説明欄2、赤潮対策緊急支援事業で増額をお願いしております。

これは、今年度に発生しました赤潮被害対策として、国の補正予算を活用し、赤潮被害の最小化に向けたモニタリング体制の構築、新たな赤潮駆除材の実証試験、AI技術を活用した赤潮増殖予察システムの開発、大型生けすや足し網等の導入など、漁業者の取組を支援するものです。

65ページをお願いいたします。

1段目、水産物流通対策事業費の説明欄2、漁業生産資材価格高騰緊急対策事業費で増額をお願いしております。

これは、漁協が漁業者に販売する生産用資材や、漁協が管理する冷凍庫や製氷施設などの共同利用施設の電気料金の価格上昇分の一部を支援するものです。

3の水産業物価高騰緊急対策事業ですが、増額をお願いしております。

これは、漁協が行う冷凍庫やフォークリフトなどの共同利用施設のコスト削減等に資する改修や整備を支援するものです。

下のページ、1段目、漁場環境等対策事業費の説明欄2、水産多面的機能発揮対策事業（経済対策分）で増額をお願いしております。

これは、水産業、漁村の多面的機能の発揮に向けて、藻場の造成や干潟の耕うんなどの漁業者が行う取組を支援するものです。

2段目、水産資源保護育成事業費の説明欄、有明海・八代海再生事業で減額をお願いしておりますが、これは、有明沿岸4県と国が協調した取組である有明海再生事業の国庫内示減に伴うものです。

その下の水産動物種苗生産等水産振興業務ですが、これは、マダイ、ヒラメなどの放流用種苗の生産を委託するもので、年度当初か

らの事業実施が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

69ページをお願いいたします。

4段目の漁港関係海岸保全事業費の説明欄1の漁港関係海岸保全事業費は、国庫内示減に伴う減額でございます。

下のページ、2段目の国庫支出金返納金は、説明欄の海域漂流・海岸漂着物地域対策事業の過年度事業費確定に伴う国庫支出金の返納金です。

3段目の漁村再生整備事業費の説明欄、漁村再生交付金事業費は、国庫内示減に伴う減額です。

最下段の漁港関係港整備事業費の説明欄1の水産物供給基盤機能保全事業費は、国の経済対策分で、合串漁港ほか9か所で、物揚げ場補修やしゅんせつなど、漁港施設の長寿命化を図るための改修等に要する経費です。

2の港整備交付金事業費は、国庫内示減に伴う減額です。

71ページの説明欄3の漁港漁場整備事業負担金は、事業費確定に伴う増額です。

その下の段の説明欄、水産生産基盤整備事業費は、国の経済対策分で、1の県管理漁港では、赤瀬漁港で物揚げ場の整備を、2の市町村漁港では、天明漁港でしゅんせつを予定してございます。

下のページ、1段目の説明欄、漁港機能増進事業は、国庫内示減に伴う減額です。

漁港漁場整備課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

75ページをお願いします。

議案第22号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事です。工事内容は、排水ポンプ製作据付け工。工事場所は、八代市鏡町芝口地内です。工期は、契約締結日の翌日から令和9年10月29日まで。契約金額は、13億204万2,236円です。契約の相手方は、株式会社荏原製作所九州支社。契約方法は、一般競争入札です。

77ページをお願いします。

議案第23号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事です。工事内容は、排水ポンプ製作据付け工。工事場所は、宇城市小川町住吉地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和10年7月31日まで。契約金額は、10億1,014万6,016円です。契約の相手方は、株式会社西島製作所九州支店。契約方法は、一般競争入札です。

81ページをお願いします。

議案第25号、工事請負契約の変更についてです。

令和6年2月議会において議決されました上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和9年3月30日までを契約締結の日の翌日から令和9年7月30日までに、契約金額について、15億6,893万3,960円を15億8,906万9,724円に変更するものです。

事業の概要については、82ページに記載しております。

工事内容は、排水ポンプ製作据付け工です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、まず、契約金額の変更については、最新積算単価への設計変更によるものです。

次に、工期の変更については、吸水槽内の水位を低下させ、水槽内部の調査を行ったと

ころ、ひび割れなどが複数見つかり、ポンプ据付け前に補修工事を行う必要が生じたことによるものです。

農地整備課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

83ページをお願いいたします。

議案第26号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年6月議会において議決されました牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併の請負契約のうち、工期について、令和7年3月31日までを令和8年3月25日までに、契約金額について、5億6,065万9,000円を8億2,134万4,616円に変更するものです。

工事の概要については84ページのとおりで、橋梁補修工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3の主な変更理由のとおり、構造形状が複雑な固定支承の取付け架台と既設桁との現場溶接において、試験施工の結果、既設部材に過大な熱変形の可能性があることが判明したことによる支承構造及び補強部材等の変更及び支承製作等に期間を要したことなどによるものでございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

85ページをお願いします。

専決処分の報告になります。

工事請負契約の変更で、3件御報告させていただきます。

令和5年9月議会において議決されました松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併の請負契約のうち、契約金額について、17億6,695万4,024円を17億6,747万144円に変更しています。

請負契約の変更理由については、86ページの3番に記載していますが、最新積算単価への設計変更によるものです。

なお、本件につきましては、85ページに記載しておりますが、専決日が令和6年11月27日となっており、令和6年11月29日に開会されました11月議会で報告すべき事項でありました。

この専決事項の取扱いにつきましては、工事または製造の請負の円滑な執行を図るため、本年度6月議会で承認していただき、施行されたところですが、組織内の認識が不足しており、報告が遅れております。申し訳ありませんでした。

今後は、出先も含めた文書による再周知や会議、研修などを通して、関係者の意識向上を図り、併せてスケジュール管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に進めさせていただきます。

87ページをお願いします。

報告第3号です。

令和5年12月議会において議決されました津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事の請負契約について、契約金額について、8億3,050万円を8億5,891万5,839円に変更しています。

請負契約の変更については、88ページの3番に記載していますが、最新積算単価への設計変更によるもの及び建屋の基礎くいの追加によるものです。

89ページをお願いします。

報告第4号です。

令和5年12月議会において議決されました砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併の請負契約のうち、契約金額について、7億5,900万円を7億7,669万4,590円に変更しています。

請負契約の変更理由については、90ページの3番に記載していますが、最新積算単価への設計変更によるものです。

農地整備課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

91ページをお願いいたします。

報告第5号、令和5年12月議会において議決されました牛深漁港水産物供給基盤機能保全(牛深ハイヤ大橋橋梁補修)工事他合併の請負契約のうち、工期について、令和7年3月14日までを令和7年3月25日までに、契約金額について、14億5,899万6,000円を14億6,156万1,063円に変更するものです。

工事の概要につきましては、92ページのところで、橋梁補修工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3の主な変更理由のとおり、橋脚上の既設構造物の撤去において、桁下空間が狭く、当初の工法では施工が困難であることが判明したことによる撤去工法の変更などによるものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

94ページをお願いします。

報告第9号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の95ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1の基本情報、(1)のとおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることでございます。

次に、2の令和5年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産増減額は123万3,000円余の増となっており、おおむね事業計画どおりに事業

は実施されております。

次のページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

アの果樹経営支援対策事業は、優良な品目や品種への改植や小規模園地整備などを支援する事業でございますが、令和5年度は、108ヘクタールで実施され、補助金2億1,269万円余が交付されております。

イの果樹未収益期間支援事業は、改植、新植した際の未収益期間の経費を支援するもので、令和5年度は、79ヘクタールで実施され、1億7,377万円余が交付されております。

そのほか、ウの産地生産基盤パワーアップ事業で3,318万円余が交付されております。

農産園芸課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いします。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 まず、冒頭、部長の説明要旨の中で、令和5年の農業産出額と、それから生産農業所得のお話がありました。

農業産出額は全国5位、そして、生産農業所得は全国2位ということで、ランクアップしていったということでもありますけれども、その要因について、ぜひ御説明をいただければと思います。

そもそも、農業生産出荷額は横ばいなのに、所得のほうがなぜ上がったのかというのが、ちょっと不思議なところがあって、何か

仕組みがあるのか、よく分かりませんが、その点についての説明をお願いしたいと思います。

それから、説明資料の7ページ、団体支援課。

農業共済制度等普及推進費の中で、収入保険加入緊急支援事業というような形で、今回も補正予算を利用した収入保険の保険料助成という形をつくっていただきまして、誠にありがたく思っております。

この内容について、たしか収入保険自体の中身が、国の制度でも少し変わって、収入保険、入りやすくなったというふうに思っていますが、それに加えての今回の助成が出るということであれば、その助成の内容について教えていただきたいというふうに思います。

それから、24ページ、農産園芸課。

今回、い業振興対策費として、県産いぐさ畳表流通緊急推進事業ということで1,000万円、新築の家が畳を使っていた分には補助をいただくということでありますが、想定されてる量は、大体何枚というか、畳1枚、1畳と言うのかな。で、大体幾らぐらいという形で想定されているのかを教えていただきたいというふうに思います。

最後に、工事請負契約の締結の中で、今回も排水機場がたくさん出ております。10億以上の仕事も幾つか出ておりますが、ちょっと不思議なのが、県外の大手ポンプ屋さんの大手企業の単独の契約もありますし、ずっとめくっていくと、県内JV企業の契約もあります。それは変更も一緒ですね。

そもそも、私たちは、熊本県の条例もつくって、県内企業をしっかりと応援していきましようということ、それが県内経済の発展にもつながるという前提の中でやっております。しかも、この排水機場はほとんど、施工後は県が管理するわけじゃなくて、土地改良区をはじめとした機関に移管される施設がほと

んどだと思います。以前もこの委員会で私はお話ししたことがありますけれども、大手がいいんでしょうけど、移管された後に、もしも、機械ですからね、機械であろうが何であろうが、不測の事態、故障したり、動かないとかという話があったときに、緊急に、すぐに対応していただかないと困る施設、とりわけ排水機場というのは、これはそこで3日間動きませんでしたら、水が排水できずに、洪水が起きちゃって、人災も含めての可能性がある施設であるから、なるだけ県内企業が迅速にその修理の対応ができるようなことを考えて発注してほしいという話をさせていただいたことがこの委員会の中でもございました。

で、いろんな改良はされていると思いますが、よく考えれば、JV方式を使えば、県内企業の中にも責任施工、その施工後の維持管理等々に責任を負っていただけることにもなるわけでありますので、この大手の単独がなぜそうなのか、なぜJVにはできないのか、それを教えてください。

以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員お尋ねの令和5年に関して、農業産出額は5位だったところに、生産農業所得が2位となった、この理由に関して申し上げます。

1つは、農業産出額の増加に伴うと、これは当然でございますけれども、本県が昨年度は4位でございました。上に、北海道、それから茨城、鹿児島県がございました。今回の茨城県に関しましては、鳥インフルエンザの発生がございまして、なかなか鳥が出せなかった、出荷できなかった、鶏卵も出せなかったという状況がございます。それから、鹿児島県に関しましては、これは、肉用牛の割合が非常に高いというものですが、こちらの価格

が低迷したということがございます。

で、この上位2県が落ちたということではあるんですが、ただ、熊本においては、それぞれの畜産、それから野菜、そして果実、米と、非常にバランスよく生産をしているということが、環境の変化に非常に強いという県になっているんだろうというふうに認識しております。

それからもう一つ大きいのが、鳥インフルエンザの発生を総力戦で抑えてきているということがございまして、他県で鳥インフルエンザが発生しても、熊本は発生しないという状況が3年間続いている、こういったことが功を奏しているというふうに認識しております。引き続き、このバランスのよさ、それから防疫、このあたりはしっかり守っていくということで、この順位を維持していければと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

収入保険に関する御質問でございます。

収入保険に加入しやすくなる制度改正というのが、令和6年加入分から行われておりまして、まず1点目が、甚大な気象災害による影響を緩和するというので、過去の5年間の平均が収入保険の対象となるんですが、そのときに甚大な気象災害があった場合の、そのときの影響を緩和する措置が導入されております。

また、加入に必要な青色申告の実績が2年間必要だったんですけれども、そこが1年分に短縮されております。

それと、もう1点ありまして、掛金というか、積立金部分が高いというお声をよくいただいているんですが、そこで、積立金なしで、保険のみで9割まで保障する新たなタイプの創設が行われております。

こちらですと、例えば基準金額1,000万の

場合ですと、積立金を活用した場合、やっぱり35万5,000円余必要になってくるところが、積立金を使わないタイプですと25万2,000円ということで、金額が安くなっているところで加入しやすくなっているというところでございます。

この制度改正を行った上で、今回の県の予算でございますが、新規加入者に関しまして、加入者保険料の3分の1を助成するというので、個人は上限6万円、法人は上限25万円としております。それに加えまして、重点分野として、果樹、野菜、花卉に関しましては、5戸以上がまとまって加入する場合は、加入保険料の手数料のところ、そちらのほうも3分の1助成することにしております。上限が個人で1万円、法人で5万円でございます。

説明は以上になります。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

県産いぐさ畳表流通緊急推進事業についてでございます。

こちらの事業につきましては、イグサ産地が縮小する中で、物価の上昇に伴うイグサ生産者の所得減少への対策ということで、今回、県内で新築着工もしくは改築する個別住宅の施主に対して、熊本畳表を、1戸当たり6枚を上限として提供をするものでございます。

この畳表につきましては、大体4,000円相当で、6畳を上限としておりまして、それに大体300戸ということで、1,800枚を想定しているところでございます。

この300戸につきましては、住宅着工の見込み数の大体1割程度を賄えるというところで考えているところでございます。

こうした取組により、畳表、和室を設置していただければ、その後の畳表替えということにつながるということで、今回この事業を

措置させていただいたものでございます。

農産園芸課については以上でございます。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

排水機場関連につきましての御質問についてです。

排水機場関連につきましては、近年、大型工事となっております、土木工事、機械器具設置工事のうち除じん機とゲート工事、あと、電気工事、建築工事などは県内業者に配慮しております。特に下部工など、大型になってきておりますので、JV工事を発注しているところです。県内、ここ数年は県内業者が受注している状況です。

一方で、機械器具設置工事のうちポンプ設備工事については、全て県外業者が受注をしております。

排水機場に関しましては、大型ポンプ、おおむね口径600ミリ以上のものについて設置をしておりますけれども、この排水機場の仕様に関しまして、据付けなど必要なんですけれども、このような業者が県内にいないということで、全て県外のポンプメーカーが受注している状況です。

一方、委員の御指摘のありました、いざと、緊急時の豪雨時の水害リスクなどを考えると、県内の業者がいた方がいいんじゃないかという御意見ですけれども、総合評価の中に、以前は地域貢献として、同枠で設定していました災害支援活動を別枠としてまず評価しております。異常時または緊急時に支援協力体制が整っている技術者が常に常勤として県内に2名以上いるということで、有事の際の確実な対応を担保するために、要件に複数の常勤というのをを入れて県内でも対応できるようにやっているところです。

今後も、地場育成も含めまして、ポンプについても発注できればと考えているところです。

以上です。

○前川収委員 ありがとうございます。

まず、一番最初の農業生産出荷額についてですが、全体は変わらずに所得が上がったということでもありますけれども、多分鹿児島も茨城も、ここは、産出額はあまり下がらなかったのかなと、ちょっと不思議な感じがしておりますけれども、いずれにしても、稼げる農林水産業という大きな政策課題を掲げながら、県行政としてしっかり農家の所得の向上のために頑張ってきた成果が、ちゃんという数字で出てくるということはとてもありがたいことでもありますし、農家の皆さんの励みにもなるというふうに思いますので、しっかり両方とも1位を目指して、目指してですよ、あくまで。頑張るように、しっかりやってください。ありがとうございます。

それから、2番の団体支援課、7ページの農業共済制度。最初から比べれば大分入りやすくなったというふうに思ってますし、積立金なしの加入もできるようになった。私も、この制度ができたすぐから、直接、農林水産省にも行きながら、こういういい制度だから、収入保険そのものはとてもいい制度で、農家の所得をしっかり担保できる制度だと思う、ただ、入口のハードルが高過ぎるという話をして、普及が遅れると、普及しないと保険料が安くならないから、最初は安くして普及をしていくということのほうが全体を下げていく効果があるんじゃないかという話をさせていただいて、この例の積立金の話も随分させていただいて、その成果も出ているということで、ありがたく思っております。

ただ、新規加入についての助成は、県単でやっていただいておりますが、これもやっぱり、補正予算、物価高騰対策というものが組まれたときにやってるということでもありますから、この年度に加入される方は運がよかつ

たということ。仮に来年、もし補正が仮になかったときは、そういう部分がないということになる、そうならないように、しっかり頑張っていかなきゃいけないと思いますけれども、そのこともしっかり頭に置いてやっていただき、なるだけこういう助成があるときに、しっかり入ってくださいという、加入促進に努めていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、県産イグサについては、6枚、新築、改築、大体6畳ぐらいしか多分量は敷かないのかなというのが、今の答えを聞きながら感じたところであります。

日本一の生産量を誇るイグサ生産県熊本でありますし、ただ、今回条例の用意もされてるようでありますけれども、このイグサ生産そのものが、もう本当に厳しい状況になっていて、イグサの農家がいなくなる可能性すらあるという状況の中で、やっぱり県として流通対策をしっかり努めていくということは大事なことでありますし、たしかイグサはもうG Iを取ってらっしゃるというふうに思います。このG Iをわざわざ取ってて、G Iがなくなったということにはならないように、これから県も挙げて、こういう助成も含めてでありますけれども、県民の意識改革も含めて、県産量表がしっかり流通していくように、いろんな角度から努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後にJ Vの話なんですけれども、もちろん、今おっしゃったように、この事業の非常に特性というのは、農林水産の農業土木のほうの特性が、大体造った後移管するんですね。県営でそのまま維持するわけじゃない、その移管した後に。造ったのは、別な人が造ってる、県外の人で造ってて、よもや何か壊れたよというときに、ぱっと来て、県内企業であれば、近いからすぐ来て修理してくれて、災害に遭わずに済んだということがあるけれども、私の知っている事例の中

で、壊れても、なかなか修理に来てくれない、県外からだから、来るだけで旅費も何十万も取って、見て帰るだけで何十万も払わなきゃいけない。ちっちゃな土地改良区にとっては、それはもうとてもじゃないけれども、そういうことは維持できないという事例もありました。

ただ、今は、随分改良をしていただいているということで、そういうことじゃなくて、常設の、そういう技術が分かる人が2人は県内にいるということを要件——要件じゃないけれども、そういう人しか取れないというのかな、入札の条件じゃなくて、入札の加点要件の中に加えてあるということで、大分変わってきたなと思います。

ただ、もうちょっと踏み込んでいけば、どうせ躯体とそのポンプは一体になるわけで、躯体を造った後、建屋を造った後にポンプを入れるわけで、全く別施工というわけにはいかなくて、ポンプは、パイプの穴はどこに据えるのか、土台はどう造るのか、関連してますよね、かなり。なかなかやりにくいのかもかもしれませんが、J Vというのは、ジョイントベンチャーというのは、技術を移転していく、技術を学んでいただくということについても非常に効果があるとは思ってます、発注方法としてのJ Vというのは。分離発注は何百年たっても分離発注ですよ。要するに、経験はないわけですね。施工経験を持たないままになるわけです。J Vでやると、施工経験を持つわけですから、その施工経験を持っていただくということも、これから視野に入れながら、専門的な機械であると思いますが、今だったら、受注者が、こういうポンプ屋さんに、受注者の責任でオーダーすることだってできると思うんですよ。J Vという形でやることもできるんじゃないかなと思いますので、検討していただければと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はございませんか。

○緒方勇二委員 24ページの県産イグサのことで関連して質問させていただきたいんですけど、もう本当に産地が縮小して、危機的状況にある。そこで2点ほどお尋ねしたいんですけれど。

国産畳と中国産と、海外産ですね。国産と言われれば、もう熊本県のイグサしかないんだ、国産イコール熊本県産のイグサだというふうに思っているんですけど、そもそもが、エンドユーザーは、国産畳なのか、外国産の畳なのかという、そもそもが分かってないと思うんですよ。そこを、しっかりとこの事業をもうちょっと幅広に考えたときに、自らは熊本県内の新築物件300件程度というお話ですけども。

今条例制定に向けての提案があるのかもしれませんが——私、35年以上前に関西におりまして、畳も随分使わせていただきましたが、向こうの畳商の方は、次のようにおっしゃってました。熊本県のイグサが一番いいですね、その中でも、特に八代でなくて球磨郡のがいいんですよ。今球磨郡はありません。ありませんが、直接取引をしたいんだというお話をよく聞かせていただきました。当時は、もう農協系統のほうでないと無理だったので、イグサの生産者と直接取引をしたいということもたくさん言われておりました。

今後、本当に危機的状況にある産地をどう支えていくかということにおいて、相対取引の中でもそうですけれど、系統に流すのもそうなんでしょうけれども、エンドユーザーが一番近い畳屋さんのほうの支援として、しっかり国産と海外産を、エンドユーザーに対してどうアナウンスするのかということと、それから、直接やっぱり買い付けに来られる方もたくさんおられると思うんですが、その辺

の育み方と、それからもう1点ちょっと気になるのが、木材提供事業ありますよね。こっちのほうとの重複での支援はどうなるんですか。これ、新築物件に対して6畳を上限にということでしたけれども、これと、もし木材提供事業と重なった場合、これはされるんですか。その2点ちょっと教えてください。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

国産、そして海外産との差別化、それをいかに畳店、そして、最終的な消費者にどうやって届けていくのかということだろうかというふうに思いますけれども、現在、今回の物価高騰対策での取組とは別に、県におきましては、県産畳、これは中国産と違うんだということを分かっていたくために、QRコードタグをつけて、国産なのか、中国産なのかが分かるような取組を、今現在進めさせていただいているところでございます。

そしてまた、各畳屋さんのほうからも、実は、消費者にどうやって熊本の畳、良さを伝えていったらいいのかというような話がございまして、実は、その畳店の販売店側から、和室に触れる機会の少ない世代への機会、装飾として、交流するようなイベントがないかというような要望がございまして、これにつきましては、活性化協議会等々、いろんな事業を仕組む団体がございますので、そういったところに対して、県としても補助をさせていただいて、畳工業組合については、全国技連マイスター会というのが、親子ものづくり教室におけるミニ畳づくりということで、親御さん、そして子供の方、こういったものに、ミニ畳を実際に作ってもらうという経験を通じて、県産の良さを知ってもらうというような機会も設けておりますし、そのほか、赤ちゃんはいはい競争だとかということで、やっぱり畳表の良さに触れていただくというような取組、こういったものにも県として支

援をさせていただいているところでございます。

そして、相対での取引については、直接県としては関わってはいないんですけれども、やはり、寺社仏閣だとか、この畳でこの部屋、何百畳というところを同じ高品質のものでやりたいといったところについては、やはり相対での取引というのがあるやに聞いておりますので、この辺、県としても研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、木材との重複ということで、以前は、この事業、木材と畳表セットでやらせていただいたところでございます。今回は、農産園芸課を通じて、畳表だけを今回この事業では仕組んでいるところですが、一方で、木材のほうで事業を実施されて、木材プラス畳表、これは全然問題はございませんので、より情報共有をしながら、林のほうと情報を共有しながら、よりPRさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

農産園芸課については以上でございます。

○緒方勇二委員 ぜひ、食育とか木育と同様に、やっぱりこれはやったほうがいいと思いますね。特に、茶業振興で給茶機を学校とかやっていますけれども、高校には作法室がありますけれども、小中学校にありませんから、給茶機と同様に、やっぱり畳の空間を、置き畳でも結構ですから、幼少期からそういうことに触れ合う機会が必要だと思います。そういうやり方でやっていただければというふうに思います。

木材提供と以前は一緒にセットでやった、重複も可だというお話でありましたので安心しましたがけれども、今後もっともっと末広がりエンドユーザーに届けるような仕組みづくりの上に、工夫を凝らしていただきますようお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑ございませんか。

○亀田英雄委員 団体支援課です。

例えば、全体を見渡して、せっかくの支援金、助成金とかいろいろあるわけなんですけれども、10ページです。すみません。

例えば10ページ、林業・木材産業改善資金貸付金なんか、予算はこれだけあるのに、減額が2億、これだけあると、3分の2は減額なんだと。もったいない気が大変いたします。この理由をどのように分析されているのか教えてください。どういう理由によってこれになったのかをお知らせください。

46ページ、いつもの鳥獣被害なんですけれども、これも、せっかく予算を確保してあるのに、これだけ減額がされると。実績がこれだけしか上がらなかったということなんでしょうけれども、その理由について、どのような分析がされているのかお知らせください。

もし、これだけあれば、いいのならば、次年度に使うときに単価を上げるとか、そういう取組はできないのかなとも思いますので、そのあたりの考え方についてもお知らせください。

あと、52ページです。

水とみどりの森づくり事業費の自伐林家等育成対策事業、これについても、自伐林家の要望というのは数多く寄せられるんですけれども、これだけ予算が余ってるなということの理由。あと、どれだけ実際事業費があつたのかということをお知らせいただきたいと思います。

あと1つ、53ページの森林環境譲与税基金積立事業。基金に積み立てられて、実際もう幾ら積み立てられたかなということに興味がありますので、それについてもお知らせください。

以上4点です。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

林業・木材産業改善資金貸付金の減額についての御質問でございます。

こちらの事業につきましては、経営開始、新たな生産方式の導入等の際に活用できる資金でございます。

この資金につきましては、昨年度は1億円の貸付けがあったところでございますが、全国的にもなかなか需要が伸びてないところでございます。

理由としましては、なかなか、物価高騰を背景に、新たな投資に対して慎重な姿勢が見られていること、それと、設備投資に対して、リース事業等の活用が増加していることが要因ではないかというふうに推察しております。

団体支援課は以上でございます。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

46ページの鳥獣被害対策の事業費の減額でございますけれども、委員御指摘のとおり、鳥獣被害対策、地域で行う取組が、やりたい取組ができないことがないように、過去の事業量などを勘案しながら予算を計上させていただいているものでございます。

本年度に入りまして、例えば、柵の入札の差額ですとか、後は、地域の合意形成などで次年度に見送ったものなどがございまして、この減額を行うものになっております。

また、減額の代わりに捕獲単価を上げるというようなことで御意見をいただきました。46ページ最下段の147番の補正額の財源内容を御覧いただきますと、この予算そのものは、ほぼ国の交付金により成り立っております。国に対して、我々としても、捕獲単価が上昇されるように要望しているところでございますので、引き続き要望を行っていきたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

委員からまず御指摘のありました52ページの水とみどりの森づくり事業費の中の説明欄2の自伐林家等育成対策事業につきましてはですけれども、こちらは、国費を受けて、県で予算を組んで自伐林家の方々の資機材等への支援を行うというものなんですけれども、こちらにつきましては、実は、県内でも何団体から御要望いただいたんですけれども、その中の1団体の方が、どうしても国のほうの予算が、絶対額が足りないということで、要望額を100%御支援させていただくことができないということになりまして、そうしたときに、やっぱり持ち出しの費用等も多くなってしまうということで、そのときに、そういったことを総合的に考えて辞退をされるという事業者の方が1名いらっしゃいましたので、その分が不要となるということで、今回減額、事業費確定ということで減になったというものでございます。

それからもう1点、53ページ、森林環境譲与税の基金の積立金ということなんですけれども、こちらにつきましては、県に譲与されている譲与額がございまして、譲与額は、今、令和6年度から最終引き上げがされまして、年間に約1.8億円県のほうに譲与いただいているところでございますけれども、令和7年度の予算の予定としましては、8,600万円は基金残高としてあったものを、これを全て予算計上していく予定ですので、一応、予算ベースでは、基金残高を全て、8,600万円余をあるものを使っていくということで今計画しているところでございます。

以上です。

○亀田英雄委員 せっかくの予算ですので、

うまく利用していただいて、事業意欲の減退じゃなければいいんですけれども、もっと事業意欲を喚起するようなやり方も考えられて、うまくやっていただければなと。

森林環境譲与税については、うまく利用していただきたいなと切に願うばかりです。よろしく願いしときます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 いいですか。56ページの林業労働力対策事業費の中の林業生産性向上物価高騰対策事業1,190万ですか。これ、生産コスト低減等に資する林業機械導入等に対する助成となっておりますが、私ども、令和2年の7月豪雨を受けて、災害に強い森づくりの中で、架線集材をすごく、林業大学校でもしっかり取り組んでいただくように、この林業振興を図る上で、そのことを考えてるんですが、なかなか、架線集材というのは生産性がよくない。だけど、ほんなら、どういうやり方でしていくんだというときに、これは森林組合から言われましたけれども、これ、架線集材する機械そのものの生産がないんだと、だから導入が図れないと、人材育成もそうなんですけれども、昔の索道を張る、そして動力源になる機械そのものが生産がないので、新製の高性能林業機械導入よりも、昔ながらの架線集材する機械の導入の支援があったほうがいいんですけどねえというような話も聞いたんですが。これ、その辺と生産コスト低減等に資する林業機械導入ですから、何かその辺の工夫は今後取り組まれる予定ですかね。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

御質問の林業生産性向上物価高騰対策事業でございますけれども、この事業は、以前か

ら、林業機械の導入についての支援をしてくださいということで要望ございました。ただ、その事業としては、だんだん縮小傾向、予算厳しい中でしていくというところで、この物価高騰対策というのを、逆に言えば、うまく使って、国のお金をうまく持ってきて、その機械導入の支援にお応えしたいということで、この事業をつくったところでございます。

それと、御質問のところですが、確かに、架線集材の機械というのは、もうだんだん使われなくなって、新たな生産というのはなかなかされているところは少ないということも聞いております。で、実際使われているところは、もう直し直し使っているというところもございます。

そこに対してどうするかというのは、ちょっと具体的にはないんですが、例えばですけども、高性能林業機械等にもう今数えられてますけれども、タワーヤーダーとか、そういう新たな技術、車の上にこうタワーがついて、そこから集材の線を引っ張っていくと、そこで集材するというような技術もありますので、そういうのを皆さんに周知していただいて、使っていくという、これも一つの工夫かなと思って、今後もやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

生産コスト低減と対極にあるんだろうと思うんですね。災害に強い森づくりで、作業道を入れて、これが災害を起こすんだという声もたくさん聞きますし、対極にあって、生産性コストを低減するやり方と、いやいや、災害を起こさない対策としての、結果的にはコスト削減につながるんだ、復旧費とか考えたときですね。ですので、架線集材される方は、治山事業とかで線張りをやられますよね。そういうのにはどうしてもそういう機械

が必要で、タワーヤーダーの話も出ましたけれども、もう順番待ちで災害復旧ができない、繰越明許にたくさん出てきますけれど、そういうことがないように、やっぱり、もちろん林業の生産性なんですけど、片方じゃ災害が起きたときの、架線を張って、災害復旧を早くやるための支援にもつながることですから、この辺なんか、これ、物価高騰対策でしょうけれども、考えていくべきところじゃないかなと思いましたので質疑をさしてもらったんです。どうぞその辺も酌んでいただいて、今後は工夫を凝らしてください。これは要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第10号、第22号、第23号、第25号及び第26号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号を議題といたします。

ここで、副委員長と交代いたします。

○前田敬介副委員長 議案第24号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要です。吉田委員長の退室を求めます。

（吉田孝平委員長退室）

○前田敬介副委員長 それでは、議案第24号について、担当課長から説明をお願いします

す。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

79ページをお願いします。

議案第24号、工事請負契約の変更についてです。

令和4年12月議会で議決されました松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和7年3月28日までを契約締結の日の翌日から令和8年2月27日までに、契約金額について、13億4,387万3,548円を14億7,929万9,787円に変更するものです。

事業の概要につきましては、80ページに記載しております。

工事内容は、排水機場下部工です。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、まず、契約金額の変更については、最新積算単価への設計変更及び護岸工において試掘を実施したところ、湧水が確認されたため、地盤改良が必要になったことによるものです。

次に、工期の変更については、湧水対策の検討及び地盤改良の追加、また、地盤改良の施工に当たり、別件の建屋工事、ポンプ工事との工程調整が必要になったことによるものです。

農地整備課は以上です。

○前田敬介副委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前田敬介副委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、議案第24号について採決をしたいと思います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田敬介副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

吉田委員長の入室を求めます。

（吉田孝平委員長着席）

○吉田孝平委員長 次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長